

『无上法院殿御日記』研究序説

川崎 佐知子

一、はじめに

『无上法院殿御日記』は、後水尾院皇女、近衛家第二十代基熙室の品宮常子内親王（一六四二—一七〇二、諡号无上法院）の日記である。近衛家伝来品を収蔵する公益財団法人陽明文庫に、寛文六年（一六六六）より元禄十三年（一七〇〇）までの自筆本三十六冊が現存する。

夙に、花田雄吉氏「陽明文庫所蔵の古日記」（『日本歴史』第一〇五号 一九三七年三月）は、陽明文庫所蔵の近衛家歴代当主らによる記録類を紹介し、そのひとつに『无上法院殿御日記』を位置づけた。同氏「陽明文庫所蔵近衛家三夫人の日記」（『二松学舎大学東洋学研究所集刊』第二集 一九七二年三月）は、『无上法院殿御日記』の原本の書誌と現存状況を示した。安田富貴子氏「をとこもすなる日記をむなもしてみんとてする」日記―『无上法院殿御日記』と『基熙公記』―（『国文橋』十七号 一九九一

年三月）は、近衛基熙の日記『基熙公記』との比較から、夫妻による記録の態度と視点の相違を指摘し、『无上法院殿御日記』の特色を際立たせた。同氏「翻」『无上法院殿御日記』（『国文橋』十八号 一九九一年三月）は、『无上法院殿御日記』寛文六年記の翻刻である。

記主は、皇女で撰閤家当主の内室という特殊な立場にあり、しかも封建制度では埋もれがちな女性である。松井利彦氏「女房詞の変遷―“するする”の場合―」（『国語国文』三十六巻四号 一九六七年四月）に見られるように、位相語研究の素材とされるいっぽうで、近年は、自筆資料の特性を活かした伝記研究の方面で、めざましい成果が出ている。その代表は、瀬川淑子氏『皇女品宮の日常生活―『无上法院殿御日記』を読む』（岩波書店 二〇〇一年）であろう。同著が、高貴な女性の日常生活を広汎に知らしめた功績は大きい。久保貴子氏『後水尾天皇―千年の坂も踏みわけて―』（ミネルヴァ書房 二〇〇八年）は、江戸前期の朝暮関係における朝廷側の雄、後水尾天皇の生涯を描くなかで、

品宮常子内親王に言及する¹⁾。このほか、宮本圭造氏『上方能楽史の研究』（和泉書院 二〇〇五年）は、江戸前期京都の能楽をめぐる動向を詳述する。後藤久太郎氏編著・松井みき子氏著『近世初期上層公家の遊興空間』（中央公論社 二〇一〇年）は、近衛家も含めた後水尾院から霊元院周辺の建築史・生活史を具現化する。緑川明憲氏『豫楽院鑑』（勉誠出版 二〇一二年）は、近衛家熙の詳細な年譜を描出する。いずれも、『无上法院殿御日記』をよりどころとして重要視するところから、この日記の研究的有用性が窺い知れる。

以上の先行研究を踏まえ、本稿は、品宮常子内親王とその日記『无上法院殿御日記』に関する基礎的調査報告を試みるものである。

二、『无上法院殿御日記』の書誌

『无上法院殿御日記』については、前掲花田雄吉氏「陽明文庫所蔵近衛家三夫人の日記」に詳しい書誌を掲載する。若干の報告もあるため、あらためて書誌的事項を述べる。

〔表〕

函号	年次	寸法	墨付	遊紙	記事の中断	備考
无1	寛文六年中	13.5 × 20.5	65丁	巻頭2丁 卷末1丁	① 3月26日—4月27日条 ② 5月14日—8月10日条	
无2	寛文七年中	13.5 × 20.5	70丁	ナシ	③ 6月4日—8月19日条	
无3	寛文八年中	13.5 × 20.5	42丁	巻頭2丁 卷頭1丁		合綴
无4	寛文九年中	13.5 × 20.5	46丁	ナシ		合綴
无5	寛文十年中	13.5 × 20.5	33丁	巻頭2丁 卷末2丁	④ 4月27日—8月20日条	合綴
无6	寛文十一年中	13.5 × 20.5	66丁	巻頭1丁		合綴

无 7	寛文十二年 中	13.5 × 20.5	60 丁	卷頭 1丁		合綴
无 8	寛文十三年 中 <small>為延宝元</small>	13.5 × 20.5	51 丁	卷頭 1丁		合綴
无 9	延宝二年 中	13.5 × 20.5	106 丁	ナシ	⑤ 5月9日—6月17日条	合綴
无 10	延宝三年 <small>自正月 至十二月</small>	13.5 × 20.5	49 丁	卷頭 1丁	⑥ 10月27日—12月20日条	合綴
无 11	延宝四年 中	13.5 × 20.5	54 丁	ナシ	⑦ 6月2日—12月20日条	合綴
无 12	延宝五年 中	13.5 × 20.5	7 丁	ナシ		合綴
无 13	延宝六年 <small>自正月 至五月</small>	12.5 × 20.5	59 丁	卷頭 1丁		
无 14	延宝六年 <small>自六月 至十二月</small>	20.0 × 14.0	47 丁	ナシ		
无 15	延宝七年 中	20.0 × 14.0	40 丁	卷頭 1丁		合綴
无 16	延宝八年 中	20.0 × 14.0	49 丁	ナシ		合綴
无 20	天和四年 中 <small>為貞享元</small>	20.0 × 15.0	41 丁	卷頭 1丁	⑧ 8月13日—8月18日条	合綴
无 21	貞享二年 中	21.0 × 15.0	46 丁	卷頭 1丁		合綴
无 22	貞享三年 中	19.0 × 14.0	39 丁	卷頭 1丁		合綴
无 23	貞享四年 中	20.0 × 14.0	44 丁	卷頭 1丁		合綴
			53 丁	卷頭 1丁		合綴
			56 丁	卷頭 1丁		合綴
			50 丁	卷頭 1丁		合綴
			48 丁	卷頭 1丁		合綴
			93 丁	卷頭 1丁	⑨ 10月14日—10月26日条	合綴
			70 丁	ナシ		合綴
			39 丁	卷頭 1丁		合綴
			41 丁	卷頭 1丁		合綴
			46 丁	卷頭 1丁		合綴
			49 丁	ナシ		合綴
			40 丁	卷頭 1丁		合綴
			47 丁	卷頭 1丁		合綴
			70 丁	卷頭 1丁		合綴
			102 丁	卷頭 1丁		合綴
			7 丁	ナシ		合綴
			59 丁	卷頭 1丁		合綴
			54 丁	ナシ		合綴
			49 丁	卷頭 1丁		合綴
			106 丁	ナシ		合綴
			51 丁	卷頭 1丁		合綴
			60 丁	卷頭 1丁		合綴

无 36	无 35	无 34	无 33	无 32	无 31	无 30	无 29	无 28	无 27	无 26	无 25	无 24											
元禄十三年 自正月 至三月	元禄十二年中	元禄十一年中	元禄十年中	元禄九年中	元禄八年中	元禄七年中	元禄六年中	元禄五年中	元禄四年中	元禄三年中	元禄二年中	貞享五年中 為元禄元											
12.5 × 22.5	13.0 × 22.0	13.0 × 22.0	13.5 × 22.5	13.5 × 22.5	21.0 × 14.0	21.0 × 14.0	21.0 × 14.0	20.0 × 14.0	20.0 × 14.0	20.0 × 14.0	20.0 × 14.0	20.0 × 14.0											
17 丁	41 丁	28 丁	36 丁	36 丁	29 丁	51 丁	43 丁	49 丁	81 丁	91 丁	67 丁	70 丁	81 丁	88 丁	75 丁	71 丁	67 丁	66 丁	68 丁	55 丁	117 丁	60 丁	50 丁
卷頭1丁 卷末18丁	卷末1丁	卷頭1丁	卷頭1丁	卷頭1丁 卷末1丁	卷頭1丁	卷頭1丁 卷末1丁	卷頭1丁 卷末2丁	ナシ	卷末3丁	卷頭1丁 卷末1丁	卷頭1丁 卷末3丁	卷頭1丁 卷末1丁	卷頭1丁 卷末2丁	卷頭1丁 卷末1丁	卷頭1丁 卷末2丁	卷頭1丁 卷末1丁	ナシ	ナシ	卷頭1丁 卷末1丁	卷頭1丁 卷末1丁	卷頭1丁	ナシ	卷頭1丁
(3月24日条にて絶筆)	⑫5月18日―9月2日条			⑪7月6日―9月4日条																			⑩4月13日―4月15日条
	合綴	合綴	合綴	合綴	合綴	合綴	合綴	合綴	合綴	合綴	合綴	合綴											

「表」に、各冊の函号・年次・寸法・墨付丁数・遊紙などをまとめた。各冊はいずれも包背装袋綴冊子本（改装）である。「无上法院殿御日記」は全三十六冊三十五年間分の記録であり、年次ごとに一冊宛てだが、延宝六年分だけは二冊である。原本は、寸法縦一三・五糎、横二〇・五糎の横型本と、概ね縦二〇・〇—二二・〇糎、横一四・〇—一五・〇糎の豎長の本との二種類が混じる。

表紙は楮紙で、表表紙のみ二枚の紙を重ねる。表紙の中央に、外題「无上法院殿御日記」を記す。また、表紙の右上に、「表」の年次欄のとおり、第一冊（无一）の「寛文六年中」以下、それぞれの本文内容に応じた年次を題記する。裏表紙の一丁内側の紙の裏面右上にも、外題と同筆の朱墨で、各冊の年次を書く。なお、外題と年次は一筆であるが、本文とは異筆である。外題に敬語表現が用いられること、および包背紙を、裏表紙で印記「陽明藏」の方形単郭陽刻朱印をもって封印することから、時期は不明だが、後世の近衛家内で一括して表紙が補われたと想定する。

改装時には、年次ごとで一冊となるように合綴がなされた。「表」の備考欄に「合綴」と記した二十四冊は、もともとは二冊に分かれていたのである。このほかの十二冊は、表紙の改装のみであり、そのうち十冊は本来が一年分一冊であるため、合綴の必要がなかったと思われる。では、残る二冊、さきに例外とした延宝六年分は、何故合綴されなかったのだろうか。「表」の寸法欄に示したごとく、第十三冊（无13）と第十四冊（无14）とは寸法

に大きな差がある。そのため合綴できず、表紙だけが補われたのだろう。

原装訂は仮綴であったと思われる。三十六冊の全冊（合綴の二十四冊は合綴前の各冊巻頭）とも、原表紙が認められる。原表紙は、本文と同質の楮紙で、中央に自筆で「日々記」と書く。巻頭に「寛文六^{丙午}年日記」（第一冊（无一）の場合）と内題し、横型本は每半葉十四行程度、豎長の本は每半葉十二行程度で、本文を記す。

「表」の墨付欄は各冊の墨付丁数である。合綴された二十四冊については、合綴前の各冊の丁数を示している。また、「表」の遊紙欄は、いずれも原裏表紙を除いた数である。

なお、花田氏論考は、『无上法院殿御日記』の付属文書として、品宮常子内親王筆『近衛家奥向年中行事』（无37）を報告する。同本は、仮綴冊子一冊。寸法縦三三・二糎、横二一・五糎。料紙は檀紙。墨付全八丁である。外題・内題とも見当たらない。内容は、花田氏が言うところの近衛家奥向の年中行事の記録などではなく、靈元天皇（一六五四—一七三二）の在位中（一六六三—一六八七）で、かつ後水尾院（一五九六—一六八〇）・東福門院（一六〇七—一六七八）・明正院（一六二二—一六九六）の在世時、すなわち寛文年間から延宝六年（一六七八）ごろまでの、宮中における行事についての記録かと思われる。ひとまずこちらは考察の対象とはせず、課題としてべつの機会に考えたい。

三、記事の中断について

『无上法院殿御日記』は、品宮常子内親王が近衛家に入つてのちの二十五歳から五十九歳までの日記である。前掲花田雄吉氏「陽明文庫所蔵近衛家三夫人の日記」は、この三十五年間の記録が、出産のために三回、病気のために一回、計四回の記事の中断があつたのみで、そのほかは休むことなく書き継がれているとす。しかし、前掲「表」の記事の中断欄に掲げたように、実際には①から⑫までの十数度にわたつて途切れている。中断の理由をつきに掲げる。

①寛文六年三月二十六日―四月二十七日条

三月二十六日姫君（天英院熙子）出産と養生のため

②寛文四年五月十四日―八月十日条

①の産後煩いの養生のため

③寛文七年六月四日―八月十九日条

六月四日若君（近衛家熙）出産と養生のため

④寛文九年四月二十七日―八月二十日条

四月二十七日若君（大炊御門信名）出産と養生のため

⑤寛文十三年五月九日―六月十七日条

五月八日禁中仙洞炎上のため

⑥延宝二年十月二十七日―十二月二十日条

十月二十六日頃自身身疱瘡発症のため

⑦延宝三年六月二日―十二月二十日条

十一月二十五日近衛家本殿類焼のため

⑧延宝八年八月十三日―八月十八日条

八月十八日後水尾院崩御のため

⑨貞享元年十月十四日―十月二十六日条

十月十四日大炊御門信名逝去のため

⑩貞享五年四月十三日―四月十五日条

近衛家熙室靈元天皇女一宮憲子内親王逝去のため

⑪元禄十年七月六日―九月四日条

自身の病気のため

⑫元禄十二年五月十八日―九月二日条

自身の筋気煩いのため

①②③④は出産と産後煩い、⑥⑪⑫は病気、⑧⑨⑩は近親者の死去、⑤⑦は罹災である。次項に鑑みても、品宮常子内親王の経歴上の重大事ばかりといえる。現実の出来事があまりに切迫していたために、やむなく記すことができなかったのだろう。こうした空白が、かえつて資料の真実味を高めるようにすら感じられる。

ここで、⑦延宝三年六月二日から同年十二月二十日の記事中断を取り上げる。これは、延宝三年十一月二十五日の近衛家本殿類焼が原因である。延宝三年十一月二十五日巳刻、一条油小路の民家より出火。折しもの西からの強風で、火は瞬く間に燃え広がった。『堯恕法親王日記』は、寛文十三年五月の火事以来、禁中仮

殿となっていた今出川の近衛家本殿とそのほかの焼亡を、つぎのように伝える。

近衛殿也
飯殿並本院御殿・一条殿・二条殿・有栖川殿・八条殿・伏見殿焼失、此外諸家之亭六十余家、民屋寺院不可勝計、然其禁中・新院・新殿無恙、尤珍重云々、仍テ新殿中女御局可被用飯殿之議定也、申刻計行幸、予参法皇、新院ハ法皇へ御幸、本院ハ女院へ御幸也、

〔堯恕法親王日記〕延宝三年十一月二十五日条²⁾

③ 当時、品宮常子内親王らは二階町の難波邸に仮住まいしていた。『お湯殿の上の日記』に、十一月二十七日の靈元天皇の新殿への移徙も間近となった火事前日の記事があり、近衛家の動向も窺い知れる。

御わたましするく〜とあそはされ候やうにと内侍所へ御す、まいる。内侍所より御くままいる。女中衆より御わたましするく〜とあそはされ候やうにと内侍所へ御す、御あけとて御くままいる。近衛殿よりまき三色。御たるしん上。新中納言殿。えんくわう院殿御まいり候。長はし。藤内侍殿内侍所へ御まいりにて御くままいる。梅小路殿より暮の御礼義かも一折まいる。

〔『お湯殿の上の日記』延宝三年十一月二十四日条⁴⁾〕

『无上法院殿御日記』延宝三年記（无10）は、二冊の合綴である。年頭から六月一日条までのあとに、原表紙があり、年次の後半部が続く。後半部の冒頭は、十一月二十五日の出火当時の模様とその後をまとめた一くだりで、同年十二月のはじめに書かれたとおほしい。これに十二月二十一日条以降が記される。つまり延宝三年六月二日から十一月二十四日までではまったく失われており、品宮常子内親王一家が仮住まいの桜御所に移る十二月二十一日まで本格的な記録の再開はない。前掲「表」の墨付欄に示したように、延宝三年記（无10）の墨付き丁数は、前半部59丁と後半部7丁で、後半部が極端に少ない。もちろん火事前日までの記事が存在しなかつたはずはなからう。当時の混乱した状況が、現存本の状態にも反映しているのである。

延宝三年十一月二十五日の火事の影響は、記事の中断にとどまらない。以下、いかに深刻な災害であったかを、『无上法院殿御日記』と『基源公記』でたどる。火災により、近衛家は本殿を焼失したばかりではない。無事の注進があつた文庫も発煙との報告がはいる。

右府ふんこ「文庫」、夜中にうちよりけふり出たるよし申来て、きつかひ中く「おろかならず、夜あけかたニまた人來たり、書しやく「書籍」、きろく「記録」のこらす外へとり出し、一つもけがなく、いづれも諸大夫とも、其外家礼のものともはたらきにて、あふなけもなく外へ出したるよし申し、め

てたき、右府まんそく誠にいふ二たらず、よろこふ事かきりなし、二条殿などはふんこへ火入、きろくともめつ「瀝」したるよし、誠にせうし「笑止」成事とも、まづは天下のすいひ「衰微」、さてく〜にか〜しき事、それゆへこなたのふんこ、あやうけなく、こと〜くつ、かなく無事なるは、誠にそしん「祖神」のかご「加護」、めうか「冥加」にかなひ給ふ事と人のうへをおもひ、一しほよろこひしんもます心地す、其外公家中もふんこ、のこりたるもあり、まためつしたるもあり、たひ〜かやう「火事有事とあきればつるはかり也、

〔无上法院殿御日記〕延宝三年十一月二十五日―十二月某日条
既及夜半、漸食飯、暫付寝之処、及丑刻從京侍一人馳來、兼里、長房等朝臣使也、諸道具之庫既焼失、文庫亦火既欲入之間、五、六人押入、書籍、家宝、旧記等過半取出之由告來、乍驚落涙千行、雖然猶過半残之由聞之、漸慰意了、

〔基瀬公記〕延宝三年十一月二十五日条

諸大夫・家礼の機転で、幸い文庫に収める書籍・旧記などの大半は残ったという。このときの諸大夫・家礼の働きは、のちに後水尾院・後西院の叡間に達するほどであり、書籍・旧記の保全がいかに重要視されたかを窺い知ることができる。およそ一年後、近衛家本殿は再建される〔无上法院殿御日記〕「基瀬公記」延宝四年十二月十八日条が、文庫は同時に完成してはいない。近衛家に伝来する古今抄物を、後水尾院・後西院の賢覧に呈するた

め、近衛基瀬は、粟田口の青蓮院の文庫に向出して取り出し持参している。本殿への移徙から半年が経過した延宝五年六月二十三日の出来事である。

「新中納言とのへ行、それより 法わう〔後水尾院〕へまいる、御用の事有て、新院〔後西院〕御幸なしまいらせられ、右府〔近衛基瀬〕もしこう「伺候」也、古今御てんしゆ「伝授」の事二よりて也、右府家の古今の抄、青門〔青蓮院宮尊証法親王〕東山のふんかう「文庫」二あつけをかれ、それをとりて、法わうよりすくに御出にて、おつ、けもちてまいり給ふ、

〔无上法院殿御日記〕延宝五年六月二十三日条
從法皇〔後水尾院〕有召、又參法皇、新院〔後西院〕兼而御幸、古今御伝授之事也、密々有被仰事等、此間先年從 法皇仰給候後法成寺殿〔近衛尚通〕古今抄物可掛御目之由仰也、只今粟田口青門主文庫二入置之間、馳參可取出之由言上、則行向粟田口、取出之、則帰參、献抄一箱、及暮退出了、

〔基瀬公記〕延宝五年六月二十三日条

近衛家の書籍・旧記類が、新しい文庫に移されるのは、延宝五年十一月七日以降である。

右府〔近衛基瀬〕、中納言〔近衛家瀬〕御同道にて、青門〔青蓮院宮尊証法親王〕へなる、こなたのふんこ「文庫」作事のうち、きろ

く「記録」ともあつてをかる、もはやふしん「普請」も出来、それゆへ日から「日極」えらみ給ひ、けふ吉日により東山へとりなる、少先くらへ入、めてたしく、(中略)右府、中納言くれまへにかへり給ふ、

〔无上法院殿御日記〕延宝五年十一月七日条
今日依吉日文庫へ書籍入始、去々年回祿後、文書等尽預置粟田口青門文庫、今日依吉日先日門跡塔頭令取出置也、今日以後日々遣人於青門主、可取寄書物者也、

〔基熙公記〕延宝五年十一月七日条
火災からある程度の平常を取り戻すのに、すくなくとも二年を要したのである。

四、品宮常子内親王の経歴・縁者など

つぎに、記主のおもな経歴と縁者などを整理する。品宮常子内親王は、後水尾院皇女である。生母は、園基音女で、後水尾院に新中納言局の呼称で仕えた准三后新広義門院(一六二四—一六七七)である。同腹の品宮常子内親王の兄弟姉妹は、妙法院堯想法親王(一六四〇—一六九五、獅子吼院宮)、一乘院真敬法親王(一六四九—一七〇六、三菩提院宮)、青蓮院尊証法親王(一六五一—一六九四、後桂連院宮)、靈元天皇、大聖寺永享女王(一六五七—一六八六、本元院宮)である。母の生家方の親類は、新広

義門院舎兄従一位儀同園基福(一六二二—一六九九)、同弟の東園基賢(一六二六—一七〇四)・葉川基起(一六四六—一六七九)・日嚴院堯憲(玄々院)・靈源寺三世祖岸文舟、同妹の慶寿院(冷泉為清室)と柳原資行室、同叔母の円光院文英である。

つぎの資料から、品宮常子内親王は、寛永十九年(一六四二)三月九日に生まれ、元禄十五年八月二十六日に、六十一歳で生涯を終えたことがわかる。

常子内親王(近衛前関白基熙公。家熙公母。母新広義門院)寛永十九年三月九日誕生。称品宮。寛文四年十一月廿三日配于基熙公。元禄十五年八月廿六日薨。六十一。後八月五日葬于大徳寺。号无上法宮。

〔本朝皇胤紹運録〕

常子内親王

為近衛太閤基熙公北政所、生家熙公 母新廣義門院 寛永十九年三月九日生、号級宮、寛文四年十一月廿三日嫁于近衛殿、基熙公室也、元禄十五年八月廿六日薨、六十一歳、閏八月五日葬于大徳寺、号無上法院淨信香海

〔執所系図〕

誕生日に関しては、『无上法院殿御日記』の毎年同日条に、つぎと同様の記述が見える。

けふは我身たんしやう日にて、いわるあり、(後略)

(『无上法院殿御日記』寛文六年三月九日条)

近衛基熙(一六四八—一七二二)との婚姻は、右の系譜類に寛文四年十一月二十三日、品宮常子内親王二十三歳の折とする。『堯恕法親王日記』には、園基福からの書状(宛所は日嚴院堯憲)の写しがあり、品宮常子内親王の祝言に関する話題が見える。

十四日、從園重相(園基福)書札到来云、

此中ハ寒氣甚候、御門主「妙法院宮堯恕法親王」弥御機嫌宜候哉承度候、主上「靈元天皇」弥御安全ニ被為渡候御心安候、一昨日者天氣能法事首尾能、近衛殿「近衛基熙」へ品之宮御方「品宮常子内親王」御祝言之御盃參候、千秋万歳珍重ニ存候、御門跡可為御大慶と存候、然者内々御沙汰候、清涼殿御修法事、可為小法之由内々ニて御沙汰候へ共、從法皇「後水尾院」大法可然由之仰候、于今日限ハ治定無之候、日限治定次第早々可申達候、先大法之由承候故、為御案内令啓候、恐惶謹言、

十一月十四日

基福

日嚴院御房披露

(『堯恕法親王日記』寛文四年十一月十四日条)

また、『基熙公記』延宝五年七月五日条に、新広義門院逝去の

知らせを受けた基熙が、自身の婚姻を十七歳のことと振り返る。当時基熙は三十歳であり、婚姻時の十七歳は寛文四年で相違ない。

夜半之比雨止、及丑刻、從女房「品宮常子内親王」之許人来云、新中納言殿「新広義門院」御入滅之由也、悲嘆驚軫不弁前後、春秋五十四歳、可惜可哀、予十七歳、女房嫁娘之後、連々蒙慈愛同信受母、予久随分懇志、畏哉々々、

(『基熙公記』延宝五年七月五日条)

品宮常子内親王の諱が常子と定められ、親王宣下を受けたのは、延宝五年の新広義門院逝去後である。『无上法院殿御日記』によれば、新広義門院百ヶ日法事にあわせ、靈元天皇の命で、新広義門院腹の兄弟姉妹が妙法蓮華經一部を書写することに決まった。奥書への署名もあり、これを機会に、かねて延引となっていた宣下を、あらためて品宮より靈元天皇へ申し入れたのだという。

新かう義門院「新広義門院」御百ヶ日あす也、せんゆふ寺「泉涌寺」にては、きん中「靈元天皇」より御法事仰つけらるゝ、法皇「後水尾院」よりは、はんしゆ院「般舟院」にて仰つけらるゝ、門跡かた、我身、大聖寺殿「大聖寺宮永享女王」も、あすはせんゆふ寺へまいるゆへ、こよひはんしゆ院へまいる、をとめ、あ

こき「もに後水尾院御下」もまいりたきよしゆへ、「法皇御所を御いとま申、こよひよりこなたへよひ、両日なからつれ行、内ノ主上おほせにて、新くはう義門院の御ために、花法一部、門跡かた、大聖寺殿、右府「近衛基熙」、我身もか、さ、せらる、

上にも御しよしや也、我身へは、提婆品、葉草諭品、此二品くたされ、しよしやす、ぜんぶの、ち、せんゆふ寺にて御きやうくよう「経供養」あるへきとの御さたなりしが、さやうのれいもまれなるゆへ、妙門「妙法院宮堯想法親王」へつかはされ、御経くようありて、あすせんゆふ寺へは妙門よりひそかにつたへらる、よし也、おくかき「奥書」などもさ、せられ候はんよしなり、それつき、我身いみ名、ならひに親王せんげの事、何かと今までつゐてもなく、えんに「延引」なり、ひとひ参内のおりふし、此事申上る、いみ名は常子とためらる、しんわうせんげの事はせん年のふん也、

〔无上法院殿御日記〕延宝五年十月十四日条

右で妙法蓮華経を託された妙法院宮堯想法親王が、奥書の写しを『堯想法親王日記』に記し留めている。そこには「級宮 無品内親王常子」とある。

一、御経筆者ノ事

『无上法院殿御日記』研究序説

序品	勅筆
方便品	勅筆
譬諭品	勅筆
信解品	予 <small>経ノ奥書如此 前天台座主二品親王堯想謹書</small>
葉草諭品	級宮 <small>無品内親王常子謹書</small>
授記品	一門 <small>興福寺前別当二品親王真敬謹書</small>
化城諭品	青門 <small>前天台座主二品親王尊証謹書</small>
五百品	大聖寺宮 <small>大聖第十五世禪尼永亨書</small>
人記品	勅筆
法師品	右府 <small>左大臣正二位藤原基熙謹書 是左大臣拜賀之以後奥書被仰出之間如此被書之「略」</small>

〔堯想法親王日記〕延宝五年十二月二十八日条

「品宮」の表記に関しては、「級宮」との混用が認められる。右の『堯想法親王日記』だけでなく、『隔裏記』『基熙公記』などにも見いだせる。煩雑を避けるため、本稿では、記主の呼称を「品宮常子内親王」で統一する。

品宮常子内親王は、近衛基熙との間に、のちに六代將軍徳川家宣（一六六二—一七一一）御台所となる天英院熙子（一六六六—一七四一）、嫡男近衛家熙、二郎君の大炊御門信名（一六六九—一七八四）をもうけた。孫は、姫君（のちに徳大寺公全室、一六八六—一七二二）、近衛家久（一六八七—一七三七）である。どちらも家熙室の靈元天皇女一宮憲子内親王（一六六九—一九八八）腹である。貞享五年（一六八八）四月十五日、女一宮憲子内

親王が流産のため二十歳の若さで逝去したのは、品宮常子内親王が二人の孫を養育し、元禄六年十一月二十五日の家久の元服、元禄十三年二月十三日の姫君の結納などを見届けている。ほかに、後西院（一六三七—一六八五）の皇女貞宮（三時知恩寺尊勝、一六七六—一七〇三）を、天和三年（一六八三）十一月二十七日の三時知恩寺入寺までのおよそ一年間、品宮常子内親王が手元で預かってもいる（『无上法院殿御日記』天和二年九月十四日条ほか）。

乳母は、滋野井教広（一六二〇—一六八九）室、通称中務卿（一六、四—一六九六）である。『无上法院殿御日記』貞享三年十一月九日条に、乳兄弟の滋野井実光が、高倉永敦男（滋野井公澄、一六七〇—一七五六）を養子にした記事がある。

『无上法院殿御日記』寛文六年二月十日条には、園基音に由緒ある者として、雲光院という女性が登場する。また、つぎの寛文十年九月十三日条には、新広義門院の祖母なる人物が、丹波国から上京したという記述がある。

きん中「靈元天皇 御当座の御くはいにて、法わう〔後水尾院 御幸也、我身もまいる、しやうこ院宮〔聖護院宮〕、内府〔近衛基熙も御さんも、しん中納言〔新広義門院〕は、〔祖母〕たんは〔丹波〕に居らるゝ、此ころのほられ、けふしん中納言とのへまいられ、我みにはやくあひたきよし申され、くはんかう〔還幸〕よりまへに御いとま申てゆき、けさん〔見参〕二入、こ

とのほかとしよられ、ぎやうぶ〔行装〕もふちゆふ〔不自出〕のてい也、久々にてあひまんそくす、あなたにもうれしかりおろかならず、くれかたにかへらるゝ、やうとく院との〔陽徳院殿〕へもちらと行、

（『无上法院殿御日記』寛文十年九月十三日条）
品宮常子内親王は香道に秀でていた。『无上法院殿御日記』には組香の記事が多くあり、寺田無禅のような巧手も当時の近衛家に仕えているが、とくに後西院（一六三七—一六八五）との関わりが注意される。天和三年二月二十四日、品宮常子内親王は、後西院から勅作の薫物の調合法を、唯受一人で相伝されている。

新院〔後西院〕へまいる、内々たき物〔薫物〕御てうかう〔調色〕有へきよしにて、けふ御手つたへ〔手伝〕にまいる、勅さくの御方我身へ御さうてん〔相伝〕あそはし下さるへきとの事にて、三色あそはしつけ、御おくかき〔奥書〕など有をつたへ給はる、誠にかやうの事は大事の御はうにて、ゆいじゆ〔唯受〕一人へ御てんしゆ〔伝授〕有事なるを、道のめうか〔冥加〕にかなひ、かたしけなき事申くゝおろかにはいふにたらず、（後略）

（『无上法院殿御日記』天和三年二月二十四日条）
『槐記』享保十九年二月二十二日条に、近衛家熙が催した後西

院五十回忌追善の茶会記がある。道具のすべてが後西院ゆかりの品で揃えられるなか、薫物には「勅方ノホシ」が用いられている。「ホシ」とは、つぎの『无上法院殿御日記』で、品宮常子内親王が後西院の調合を手伝い、後年に自らも調合している「ほし」と同じものであろうか。

新院〔後西院〕へ内々ほし御ちやうかう〔調合〕あそはされ、たふへきとの御やくそくにて、けふ御ちやうかうのよし仰下され、まいり、御手つたい、〔手伝〕す、左府〔近衛基熙〕にも御参也、五あはせ御ちやうかう也、夕方御せん御さうはんす、

（『无上法院殿御日記』延宝八年十月二十七日条）
けふもたきものでうかう〔調合〕す、ほしもてうかう〔調合〕す、
（『无上法院殿御日記』元禄七年二月十日条）

また、品宮常子内親王は箏の琴に巧みであった。近衛基熙は、元禄七年八月には『神楽和琴秘譜』一卷を所持しており、元禄八年七月七日の御遊で、二百年来の和琴再興を果たしている。基熙の和琴と合奏するため、品宮常子内親王も久しく遠ざかっていた箏の稽古を再開する（『无上法院殿御日記』元禄八年正月二十二日条）。そのとき、品宮常子内親王は、明正院から楽器を貰い受けている。

きのふ本院〔明正院〕へ御琴を申うけたきよし申入ル、いかに

も御やすき御事くたされ候はんとの仰にて、さつそくけふはいりやう〔拝領〕す、さてくかたしけなさ、ことに御くら位のうち二ねまつり〔子祭〕の時、家の衆たんせられしよし、きのお仰きけられ、一しほの事、関白とのへもものかたり申、おなし事に御よろこひ、右府〔近衛家熙〕もまいられ、かたしけなかり給ふ、かたしけなさの御れい数々御返事申まいらす、関白殿、四辻〔公置〕をよはせられみせらるゝ、すなはちたん〔置〕し給ふ、ね〔音〕もよく、ひ、きもよきよしにてはめ給ひ、うれしきく、おろかならず、かさりもみ事さ、かつこうよく、うつくしきなかめ入、かたしけなさ、うれしさ、筆二ハつくしかたし、

（『无上法院殿御日記』元禄八年二月二十三日条）

五、おわりに

近世の近衛家といえは、第二十一代当主近衛家熙（一六六七—一七三六）が著名であり、家熙といえは、『槐記』が名高い。『槐記』は、近衛家に啞科医として出入りし、やがて家熙の御伽役を務めるようになる山科道安が、家熙の言行を書きとどめた記である。正徳二年（一七二二）八月二十八日に摂政を辞し、河原御殿で余生を過ごす家熙は、元文元年（一七三六）に七十年の生涯を終えるまで、三百八会もの茶湯を催した。『槐記』には、その一部の茶会記が書き控えられるとともに、家熙の口から発せられ

た数々の体験や回想が記される。それは、由緒ある撰家に生まれついた人物ならではの説話である。

料理ナトモ喰タルマ、見タルマ、ニテ、其仕様ヲ習ハスニスレハ大ニ違フコト多シ、昔シ獅子吼院殿〔妙法院堯想法親王〕ハ物ヅキノ達人ニテ物コトニ面白キコト多シ、或時、応円満院〔近衛基熙〕、無上方院〔品宮常子内親王〕、公〔近衛家熙〕、葉室一位〔葉室頼孝〕、坊城一位〔坊城俊広〕ナト参リシニ、数辺御饗応ノ上ニテ、盃ヲ大小人数ニ合セテ益ニ並ヘテ、ソノ中へ山椒ノ細末ト青苔ノ末ト焼塩ト三色ヲ、匕ニテ松ニ雪ノフリカ、リタル処ヲ絵ニアソバシテ出サレタリ、面々ノ器ニ応シテ酒ヲツキテ召上ラレ、一位タチ〔葉室頼孝・坊城俊広〕ハ皆上手ナリシカハ、又其々ノ器ニテ飲テ、一段風味モ又一キワカハリテ好ト称嘆ス、ソノ、チ庚申ノ夜イツモ無上方院ノ御方ニテ御遊アリ、日外ノ獅子吼院ノ御物ヅキノ面白サ、今宵モ遊ハセカシト仰ニテ、公ノ御絵ニテ、ソレ塩ヨ青ノリヨトアハテフタメキテ拵へ出来シマ、ニ、サラハ遊ハセトテ益出シテ、コノ枝ハ今少シ長クシテ此松ノ蓋ヲ一カサ大ニシテ、今一ツモ苦シカルマシ、身木ハ少フトキカ相応也、カレ枝モ面白カレハシナトシテ出来タリ、サテコソ見事ナル物ヨ、サラハ酒一ツツギテ飲カシ、我ヨ人ヨト推イタ、キテ風味モヨカルヘシトアリシニ、塩モ山椒モ辛ク鹹クテ、一口モタバカナタリトテ大笑シタリ、獅子吼院ニハ絵モヨク遊ハシ、酒モ一ツ上

リシ故、ソレヨリ出タル御物ツキ也、公ハ酒ハネカラ御キライ故ソノ加減ハ御存ナキハ御理リ也、

〔槐記〕享保十一年正月二十五日条^⑨

風流で、何事も器用にこなす獅子吼院宮〔妙法院堯想法親王〕を做った家熙の失敗談は、家熙が下戸であることを明かす山科道安の末尾の評も含め、雲上の出来事とも思えないほどの人間味を感じさせる。『槐記』のひとつのおもしろさは、この落差にある。

右は、山科道安が、享保十一年（一七二六）正月二十五日に家熙から聞いた話を書き留めたものである。妙法院宮堯想法親王の饗応、その後の品宮常子内親王での庚申夜の御遊がいつなされたのかまでは触れられない。妙法院堯想法親王存命中の元禄八年以前ではあろう。坊城俊広（一六二六—一七〇二）が貞享四年十二月二十三日に従一位に叙されるのはいいとして、葉室頼孝（一六四四—一七〇九）の従一位は宝永二年（一七〇五）十一月二十八日であり、あくまで最終的な地位や呼称と解すべきである。あるいは、家熙の記憶違いや山科道安の聞き違いもあるかもしれない。『槐記』はたしかに優れた資料ではあるが、いくらかの曖昧さを含むことも忘れてはならない。^⑩

ただ、家熙が顧みるのは、若年から壮年にかけてのころであり、『无上法院殿御日記』が書かれる時期とも重なる。『无上法院殿御日記』が、品宮常子内親王だけでなく、近衛家を理解するために欠かせない資料であることは間違いない。

注

(1) 久保貴子氏には、『近世の朝廷運営―朝幕関係の展開―』(岩田書院 二〇〇五年「第二刷」)、「武家社会に生きた公家女性」(林令子氏編『日本の近世 第十五卷 女性の近世』中央公論社 一九九三年)、「基熙公記」にみえる公家と大名―公武関係研究の基礎作業―(瀧澤武雄氏編『論集中近世の史料と方法』東京堂出版 一九九一年)など、近世前期の近衛関白家の役割に注目した朝幕関係論があり、本稿も依るところが大きい。

(2) 引用は、妙法院史研究会編『妙法院史料』第一卷(吉川弘文館 一九七六年)所収本による。以下同様。

(3) 『无上法院殿御日記』寛文十三年六月十八日条に、寛文十三年五月八日の禁中仙洞炎上を振り返る記事があり、今出川の近衛家本殿が禁中仮殿に定められたこと、それにとりなつて、基熙は妙法院宮里坊、品宮常子内親王は新中納言殿(新広義門院)邸、家熙ら子供は中院大納言邸を借りるが、六月十三日には二階町難波邸に移ったことが書かれている。

右府てい「近衛家本殿」ふしきに残りて、きん中御かり殿「禁中御仮殿」にもちゐらるゝ、めうか成事とよるこふ、法わう「後水尾院」はありすかはのてん「有栖川殿」へまつつりまいらせられ候るゝ、本院「明正院」の御所は御つゝ、かなくて、そのまゝ、御てんにならします、新

院「後西院」は八条殿ニなる、女院「東福門院」は女五宮の御かたニなる 法わう、女院はまたやかて一条殿へかり殿さたまるゝ、たゝいま御しつらひ有、我身はしん中納言殿所にかり居る、右府は妙門さとはう「星坊」にならします、子たちは新中納言殿となり中院大納言やしき有て、かりうつしをく、はうくにて萬ふちゆふ成事也、ひとつ所へうつる所を、あなたこなたたつねらるゝ、にかい町なんは所かさるゝきよし申たまひて、それゆへ六月十三日よりみなくうつり、少心もうちつきたるやうにて、よろこふ、

(『无上法院殿御日記』寛文十三年六月十八日条) 難波邸での仮住まいが延宝三年十一月二十五日の火事までであることは、後年、今出川の近衛家本殿が再建されたときの『基熙公記』延宝四年十二月十八日条から確認できる。

未明移新殿、依為祝儀着冠直衣乗轡、諸大夫両三者直垂、侍布衣、両人在供、移之後、先食粥、女房、姫君、羽林、次郎等相伴、次居引渡有一献、是々内々之祝儀也、此後諸人為祝来、対面、家礼人々多来、妙青両門主「妙法院堯想法親王・青蓮院尊証法親王」被来、新中納言殿御局「新広義門院」渡給、印物等有之、又諸人持来印物、此四ヶ季以来居難波宰相家、去季以来居白観亭「桜御所」、今日移新造亭、嘉悦不少、千秋万歳者也、是

偏中井主水正「京大工頭中井正知」、日比忠心不日成功、仍為謝之、古今集一部諸家筆、伊勢物語同、綿五十把、樽肴等遣之、及薄暮、彼主水来、対面、返々謝之了、

〔『基瀬公記』延宝四年十二月十八日条〕

なお、『无上法院殿御日記』と『基瀬公記』は、陽明文庫所蔵自筆本による。引用の際は、私に読点を補い、「」内に注を付した。以下、本稿における引用は同様である。

(4) 引用は、『統群書類従』補遺三お湯殿の上の日記(十)(訂正三版 一九九五年)による。

(5) この話は、『无上法院殿御日記』『基瀬公記』にある。

去年の火事の御はなし出て、右府「近衛基瀬」ふんこ「文座」のふしきに残て、きろく「記録」つ、かなき事出、法わう「後水尾院」もかんし覚しめし、其やうす右府へくはしく御たつね有て、其書しやく「書簡」ともとり出したるものとも、さてくきとく成心さしをかんしさ、せられ、何と覚しめしよりにやらん、御ほうひ下され候たきよし、新院「後西院」へ仰られ候、わか身へも御たんかう「談合」にて、五人のものともへ銀子十枚つかはさる、右府へすなはちはいりやうさ、せらるへきとの仰にて、こよひはいりやうしてかへり給ふ、先右府かたしけなかり、中くおろかならず、誠に御こと業「か、り候事さへひとかたならぬしあはせなるに、かやうにはいりやうの事、人々のめうか、右府く

はいめん、わか身までもかたしけなき事いふにたらず、あまねくけつこう成御心はせをめてたかり、よろこひつきぬ事也、

〔『无上法院殿御日記』延宝四年五月三日条〕

(6) 引用は、『群書類従』第五輯(訂正三版)所収本による。

(7) 引用は、国書刊行会編『系図綜覧』上巻(名著刊行会一九六四年)所収本による。

(8) 京都国立博物館編集『特別展覧会王朝文化の華 陽明文庫名宝展 宮廷貴族近衛家の一千年』(NHK・NHKプラネット近畿・読売新聞社 二〇一二年)一三三頁。

(9) 引用は、陽明文庫蔵山科道安自筆本による。なお、私に読点を付した。

(10) 同様の指摘は、平林盛得氏「後西天皇取書の周辺」(岩倉規夫氏・大久保利謙氏編『近代文書学への展開』柏書房一九八二年)にある。

(かわさき・さちこ) 本学准教授